

平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の一部改正について

平成30年6月1日から施行

市民の皆様の快適で清潔な暮らしを阻害する身近な問題を防止し、豊かで住みよい地域社会をつくることを目的に、本市は平成18年10月1日より「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」を施行しています。

条例の附則では、おおむね5年以内ごとに必要な見直しを行うことが規定されていることから、平成22年4月には路上喫煙禁止区域を平塚駅南口周辺に一部拡大しました。平成27年度には平塚市地区美化推進委員長連絡協議会に対し、条例の施行状況について意見聴取し、「動物のふん尿に関する飼い主のモラル」と「不燃ごみの持ち去り」について課題の抽出を行った後、同内容についての平塚市廃棄物対策審議会からの答申及び平成28年11月～12月まで実施した市民へのパブリックコメントの結果等を踏まえ、次のとおり条例の一部改正を行いました。

改正ポイント①

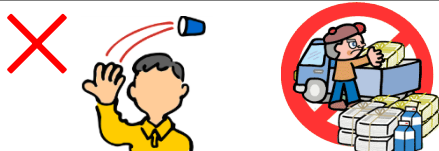
動物のふん尿の放置及び投棄の禁止を
ふん尿及び吐しゃ物まで拡大



現在、動物のふん尿に関しては放置および投棄が禁止となっていますが、飼育者のマナーを求める点からふん尿や吐しゃ物までその対象範囲を拡大するものです。

改正のポイント②

持ち去り禁止の対象を資源再生物だけ
でなく全ての一般廃棄物に拡大



現在、ごみステーションからの持ち去りを「資源再生物」に限定しており、それ以外のごみは対象としていません。一方で可燃、不燃ごみの中から有価物を抜き取り、有価物とならないものを別の場所で不法投棄する例が散見されることから、ごみステーションに出された全ての家庭ごみは、市又は市の委託業者以外の者は持ち去ってはならないとするものです。

また、近隣市と比較し、ごみを持ち去った場合の罰則の金額が低く、現状のままでは持ち去りを誘発する危険性があることから、近隣市と同様の金額(20万円以下)に揃えようとするものです。

●さわやか条例で定める禁止行為・遵守事項

禁止行為・遵守事項	指導又は勧告	命令	罰金
空き缶やたばこの吸い殻などを公共の場所などに捨てること	○	○	2万円以下の罰金
ペットのふん尿等を公共の場所などに放置及び投棄すること ※	○	○	2万円以下の罰金
公共の場所などでみだりにたんやつばを吐くこと	○	—	
路上喫煙禁止区域でたばこを吸うこと（指定喫煙場所を除く）	○	○	2万円以下の罰金
深夜（午後10時～翌日午前6時）に公共の場などで花火をすること	○	—	
ごみステーションから一般廃棄物を持ち去ること ※	○	○	20万円以下の罰金 ※
公共の場所などに落書きをすること	直罰	—	5万円以下の罰金
自動販売機には回収容器を設置すること	○	○	5万円以下の罰金
犬の散歩は引き綱を、猫は室内で飼うように努めること	○（—）	—	（猫の室内飼養は努力規定）
ごみなどは指定日時にごみステーションに出すこと	○	—	
土地の所有者・管理者等はその土地のごみを自らの責任で適正に処理すること	○	—	

（※の部分は平成30年6月1日から施行です）

平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に関するお問い合わせ

平塚市役所環境政策課 0463-23-1111 内線2120、2238